

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		いの町	高知県	国
一般行政職	大学卒	177,600円	177,600円	I 種 187,700円 II 種 174,200円
	短大卒	157,500円	—	—
	高校卒	143,700円	143,700円	142,100円
技能労務職（一）	高校卒	137,200円	145,800円	139,500円
	中学卒	—	132,600円	131,500円
技能労務職（二）	高校卒	143,700円	—	—
	中学卒	—	—	—
医療職（一）	大学卒	238,400円	—	—
医療職（二）	大学卒	178,500円	—	—
	短三卒	167,300円	—	—
医療職（三）	短三卒	189,200円	—	—
	准看護師養成所卒	153,600円	—	—

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,350円	350,400円	—	—
	短大卒	—	—	—	345,350円
	高校卒	—	303,650円	—	357,750円
技能労務職（一）	短大卒	224,900円	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職（二）	短大卒	—	—	327,500円	318,150円
	高校卒	—	—	316,450円	317,267円
医療職（一）	大学卒	—	—	—	540,733円
医療職（二）	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—
医療職（三）	短大卒	—	301,733円	333,233円	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 数値を記載していない欄は、該当者がいない、又は該当者が1名しかいないため記載していないものです。

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況
(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師又はこれに相当する職(2級を除く。)	26人	15.8%	135,900円	244,000円
2級	主事及び技師又はこれに相当する職(1級を除く。)	17人	10.3%	186,100円	309,500円
3級	主監及び技監並びに主任又はこれに相当する職(4級を除く。) 係長又はこれに相当する職(4級を除く。) 主幹及び技幹又はこれに相当する職	53人	32.1%	223,200円	356,700円
4級	課長補佐(5級を除く。)又は主監、技監及び主任もしくはこれに相当する職(3級を除く。) 係長又はこれに相当する職(3級を除く。)	26人	15.8%	262,200円	390,400円
5級	課長補佐(4級を除く。)又は副参事及び技査もしくはこれに相当する職	22人	13.3%	289,500円	402,800円
6級	会計管理者、理事、課長、参事又はこれに相当する職	21人	12.7%	320,900円	424,900円

(注) 1 いの町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成27年4月1日の行政職給料表適用者の昇給状況は、下記のとおりです。

区 分		人数	構成比
職員数 (A)		246人	100.0%
昇給に係る職員数		200人	81.3%
号給数別内訳	16号	1人	(0.4%)
	8号	5人	(2.0%)
	6号	1人	(0.4%)
	5号	7人	(2.8%)
	4号	175人	(71.1%)
	2号	9人	(3.7%)
	1号	2人	(0.8%)
昇給のなかった職員数		46人	18.7%

(注) 55歳昇給停止の職員を含みます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いの町	高知県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,240千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,563千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.375) 月分 (0.7) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.375) 月分 (0.7) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。